

交渉情報	NO.91	日本郵便信越支社 経営企画本部・人事部
JP労組信越地方本部	2023年2月22日	添付資料:3枚

2023年度三六協定締結（日本郵便）について

日本郵便（株）信越支社は「2023年度三六協定締結時間数等」について、別紙1のとおり信越地本に提示してきました。

標記の扱いは中央総合情報第146号（2022.2.20）の通り、周知されているものです。三六協定は、これまでどおり、時間外労働の罰則付き上限規制をふまえ、今年度においてもその対応状況や想定される繁忙要素等を考慮した締結とし、労基法三六条の趣旨を踏まえ、労働者の健康確保が重要であるとの認識のもと、事業場・部署によっては過度な時間外労働となっている状況から、慢性的な要員不足を解消していくことが重要であり、また、働きやすい環境を整備し、仕事と生活の両立をはかり、生産性を向上させなければなりません。なお、締結にあたっては時間外労働の縮減に向けた業務の見直しや職場における必要な労働力の配置状況等についても意思疎通をはかるとしてまいります。

1. 会社との対応状況

(1) 地本は、目安時間数等の設定背景について求めました。

日本郵便（株）信越支社は、今年度の時間外労働の状況は、要員不足のほかにも新型コロナウイルス感染者数の増加の影響、参議院議員選挙や両県知事選挙の対応、大雨や大雪といった異常気象により、一部の局によっては特別条項の適用などにより業務運行を確保している状況です。

また、2019年度から導入した非番日及び休日労働の日数運用についても、単月で非番日2回・休日2回の勤務実績があり、この2ヵ月運用により対処している実態があることから、次年度においても運用の継続が必要と判断します。

このほか、郵便関係では、昨年度実施された郵便制度改正により、お客さま本位に徹し、お客さまに約束した郵便サービスの徹底が、当社が置かれた状況からも求められています。金融関係では、営業活動再開に伴い、お客さま対応や研修の実施により、昨年度と比べ平均超勤時間が増加しています。

(2) 地本は、特に時間外労働が多い郵便・物流機能について①非番・週休出勤の増加、②一部社員への超勤の偏り、③休憩60分取得、④超勤が多い社員への指導、⑤要員確保・雇用定着の実態や具体的な対応を求めました。

日本郵便（株）信越支社は、

①については、新型コロナウイルス感染者数が2021年度と比べて約2,500名程

度増加したこと等によるものであることから、感染防止対策を行いつつ、非番・週休出勤は基本振替とし、業務上やむを得ない場合は買上げとするが、支社にて非番・週休買上状況を確認し指導するとしています。

②については、当日の物数や配達の進捗状況に応じた指示不足、通区数の偏り等があることから、昼ミーティング実施し、Dcat や業務速報等を確認した上で、昼ミーティングで応援指示や超勤発令をする。また、部分通区を実施し、通区数を増やすことで応援体制を確保するとしています。

③については、郵便・物流機能は、管理者等が DOSS 等で取得状況を確認して指導、支社でも臨局時等に適宜確認して指導する。窓口事業は、損益・人事担当調整役等が部会会議や臨局時、局長及び社員にヒアリングし、取得状況を確認して指導するとしています。

④については、毎月、郵便局社員の超勤時間を分析し、超勤が多い社員がいる郵便局に対して指導をするとしています。

⑤については、要員確保策として雇用促進手当の導入・お仕事説明会の開催・お仕事スライドの Instagram への掲載、募集はがきやチラシへの二次元コードの掲載を行うとともに、雇用の定着として、合流帰局や 15 分会話等を活用して、コミュニケーションをはかるとしています。

(3) 地本は、これらの状況を総合的に勘案するとともに、今後の勤務時間管理の徹底、効率的な業務及び生産性の向上、特定の社員への時間外労働の偏りを図り、時間外労働の縮減に向け取り組むこととしたことから、2022 年度と同様の目安時間として整理をはかりました。

なお、2023 年度の各種取組の結果及びその実態を踏まえ、引き続き 2024 年度の目安時間数等の検討を行うこととしました。

2. 労使対応（支部交渉）について

(1) 郵便局段階での窓口で具体的な締結時間等の協議を進める前に、時間外労働の縮減等について、労使が改めて共通認識を図った上で協議を行うこと、また、協議にあたっては、時間外労働の縮減に向けた業務の見直しや各局における必要な労働力の配置状況等についても意思疎通を行います。

(2) 時間外労働の実施状況に関する意思疎通については、1 ヶ月単位で情報提供を行うが、実施時期等については、これまで同様に 2 ヶ月に 1 回とします。なお、意思疎通にあたっては、職場段階で検討、実施できる具体的な超勤縮減策（区の見直し、通区訓練の拡大、業務の平準化、継続的な OJT 等）について、労使双方で共有の上、意思疎通を行います。

(3) スケジュールは以下の通りとなりますので、支部労使間で調整し、対応をはかるよう要請します。

また、交渉の場を持つ場合には、新型コロナウイルス感染症感染予防の取組の各対策に沿って対応すること、交渉委員全員の出席にこだわることなく、できる

だけ出席委員の人数を絞る等、ソーシャルディスタンスをしっかりと確保し、効率的な交渉となるよう対応することとします。

三六協定締結… 3月13日（月）～24日（金）